

# 横浜市医療安全推進協議会設置要綱

制定 平成 20 年 4 月 1 日 健医安第 1271 号（局長決裁）

## （目的）

第 1 条 横浜市域における患者・住民からの相談等に適切に対応するため、医療法第 6 条の 11 に規定する医療安全支援センターである横浜市医療安全相談窓口（以下「相談窓口」という。）の運営方針や地域における医療安全の推進のための方策等を検討するため、横浜市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （所管事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）相談窓口の運営方針及び業務内容の検討
- （2）相談窓口の業務の運営に係る関係機関・団体との連絡調整
- （3）個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に係る助言
- （4）地域における医療安全の推進のための方策の検討
- （5）その他相談窓口の業務に関する重要事項の検討

## （構成）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱した者（以下「委員」という。）8 名以内をもって構成する。

- （1）横浜市医師会、横浜市病院協会、横浜市歯科医師会、横浜市薬剤師会、神奈川県看護協会の団体が推薦する者各 1 名
- （2）学識経験のある者
- （3）市民

## （任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

## （報酬）

第 5 条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

## （会長及び副会長）

第 6 条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第 7 条 協議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員が、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、会長の了解を得て、代理の者の出席をもって充てることができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者から資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、会議は、公開とする。ただし、協議会が認めた場合、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(議事録)

第10条 協議会は、議事録を作成し公開する。

(事務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉局医療安全課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初の協議会の会議は、健康福祉局長が招集する。